## 食品安全委員会(第640回会合)議事概要

日 時:平成29年2月28日(火) 14:00~14:56

場 所:食品安全委員会大会議室 出席者:佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者:報道1名、行政機関2名、一般4名

## 議事概要

- (1)食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について
  - ・遺伝子組換え食品等 2品目
    - [1]除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ MZHGOJG系統(食品)
    - [2]除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ MZHGOJG系統(飼料)
  - →厚生労働省及び農林水産省から説明。 本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において調査審議する こととなった。
- (2) 清涼飲料水等に関するワーキンググループにおける審議結果について
  - ・「亜鉛」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
  - ・「鉄」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
  - ・「カルシウム・マグネシウム等 (硬度)」に関する審議結果の報告 と意見・情報の募集について
  - →担当の佐藤委員長及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を清涼飲料水等に関するワーキンググループに依頼することとなった。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
  - ・農薬「ジフェノコナゾール」に係る食品健康影響評価について
  - 農薬「シフルメトフェン」に係る食品健康影響評価について
  - ・農薬「ピリフルキナゾン」に係る食品健康影響評価について
  - →担当の吉田委員及び事務局から説明。

「一日摂取許容量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)を以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知する こととなった。

- 農薬「DCIP」に係る食品健康影響評価について
- 農薬「シアナジン」に係る食品健康影響評価について
- 農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価について

## →事務局から説明。

「DCIPの一日摂取許容量(ADI)を0.027 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

「シアナジンの一日摂取許容量(ADI)を0.00053 mg/kg 体重/日、 急性参照用量(ARfD)を0.045 mg/kg 体重と設定する。」

「ピリベンカルブの一日摂取許容量(ADI)を0.039 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を1.1 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- (4) 平成28年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果(案)及び平成29年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題(案)について
  - →山本委員及び事務局から説明。

平成28年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び 平成29年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題について、 案のとおり決定された。

- (5) 平成29年度食品安全確保総合調査課題(案)について
  - →山本委員及び事務局から説明。

平成29年度食品安全確保総合調査の対象課題について、案のとおり決定された。